

## 圏域観光パンフレット製作業務委託事業者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 公募型プロポーザルの方法による圏域観光パンフレット製作業務を委託する事業者（以下「委託事業者」という。）の選定を適正かつ公平に行うため、圏域観光パンフレット製作業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 企画提案書等の審査及び委託事業者の候補者の決定に関すること。
- (2) その他前号に掲げる事項を処理するために必要な事項

### (組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、一般社団法人 中海・宍道湖・大山圏域観光局（以下「観光局」という。）の代表理事の職にある者をもって充て、委員は観光局構成市の観光担当課長及びその他委員長、観光局の事業担当が必要と認める者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

### (会議)

第4条 選定委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

### (意見の聴取)

第5条 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議へ出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、観光局事務局において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職	氏 名	所 属
委 員 長	花形 泰道	一般社団法人 中海・宍道湖・大山圏域観光局 代表理事
委 員	田仲 祐	米子市経済部文化観光局観光課 課長
委 員	吉川 幸男	松江市観光部国際観光課 課長
委 員	岩崎 和人	出雲市観光交流部インバウンド推進課 課長
委 員	片岡 直人	境港市産業部観光振興課 課長
委 員	加藤 直子	安来市政策推進部観光振興課 課長
委 員	源光 靖	大山町商工観光課 課長
委 員	實重 英紀	一般社団法人 中海・宍道湖・大山圏域観光局 事務局次長
委 員	石田 優奈	一般社団法人 中海・宍道湖・大山圏域観光局 企画員